

仕 様 書

令和 6 年度

予防接種 パンチデータ作成業務（その2）

所属 感染症対策課

担当 前川

予防接種パンチデータ作成業務（その2）仕様書

この仕様書は、発注者である堺市が受注者に委託して実施する「予防接種パンチデータ作成業務（その2）」（以下「業務」という。）に適用する。

1. 業務名

予防接種パンチデータ作成業務（その2）

2. 業務の目的

予防接種のパンチデータ（以下「パンチデータ」という。）を作成し、健康管理システムへの入力事務の効率化・合理化を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4. 履行場所

受注者の管理施設内（再委託禁止）

5. 予定件数

年間 378,900 件

※詳細については、別紙2「入力帳票一覧表」を参照。

※予定件数は、確定数ではなく、また保証するものではありません。

6. 業務内容

(1) パンチデータ作成

ア 本市が指定する帳票について、パンチデータを作成し、パスワードロックをかけて本市が指定する媒体（CD-R）で納品すること。また、納品にあたってはウイルス対策を徹底すること。
なお、作成にあたっての形式等は、「DOSテキスト形式」のCSVファイル（カンマ区切り、修飾子なし）とし、ファイル名は本市が指定するものとする。

イ 本市が指定する帳票については、別紙2「入力帳票一覧表」および別紙3「入力帳票見本」を参照、パンチデータ作成については、別紙4「パンチ仕様書」を参照すること。

(2) 入力帳票及び成果品の受渡

ア この業務における入力帳票（当該月記載の表紙付き）及び成果品は、本市が指定する日時、場所に受取り又は納品すること。受渡日及び納品日については、別紙5「業務委託スケジュール表」を参照すること。ただし、必要が生じた場合は、本市と受注者とその都度協議を行い、スケジュールの調整を行うこととする。

イ 上記アにかかる搬送は、受注者自らが行なうこと。

ウ 入力帳票（当該月記載の表紙付き）及び成果品の受け渡しには、ファイル名やレコード件数などを記載した預り書または整理簿等を作成し、確実な方法で行なうこと。また、入力帳票（当該

月記載の表紙付き) 及び成果品の搬送については、誤送、毀損、紛失等が発生しないよう十分な対策を講じること。

7. セキュリティ要件

(1) 再委託の禁止

業務を第三者に委任し、又は請負わせないこと。

(2) 秘密の保持

ア 当該委託業務の契約の期間中若しくはこの契約が終了し、又は解除された後において、この契約にかかる業務上知り得た事項について、他に漏らさないこと。

イ 本市が保有する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。

(3) 管理責任体制

ア データ保護、機密保護等に関する規程の整備がなされていること。

イ 上記の規程が確実に社員に教育されていること。

ウ プログラム管理責任者、機械操作責任者、記録媒体責任者等の各部門における責任体制を確保すること。また、社内及び本市への緊急時連絡体制が整備され、速やかに対応できること。

(4) データ管理

ア プログラム、入出力媒体、入力帳票の管理について、管理簿等による的確な管理を行うこと。

イ プログラム、入出力媒体の使用及び提供に関し、制限又は禁止の措置が講じられていること。

ウ 重要なファイルについては、二重化等を行い事故に備えた安全対策が講じられていること。

(5) 施設管理

ア データの保管庫を設置し、施錠できること。特に、重要なデータについては、耐火金庫を設置し、これを保管するなどの安全対策が講じられていること。

イ 地震・火災等の災害発生時には本市業務への影響が最小限に抑えられる対策が講じられていること。

・消火器及びスプリンクラーなど、防火設備が適切に備えられていること。

・火災防止のための適切な措置が講じられていること。

・災害発生時に迅速に業務復旧ができるようデータバックアップ等必要な措置が講じられていること。

ウ 機械室、データ保管室、作業室などの入退室の規制措置が図られていること。

エ 入退室者の管理を行うこと。（履歴管理を含む。）

(6) 運用管理

ア 事故又は不測の事態に備え、対策が講じられていること。

イ 業務に使用する端末機、その他作業機器及びそれら機器の識別に関し、コード設定を行うなど

の対策が講じられていること。

8. その他

(1) セキュリティに係る認証等の取得

ア 個人情報保護対策の客観的評価のため、この業務を受注するにあたっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)による「プライバシーマーク」、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターまたは、JIPDEC が認定した認証機関による「ISMS(Information Security Management System)」、一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構が認定した民間事業者等による「JAPHIC マーク」等個人情報について適切な保護措置等を講ずる体制等を整備していることの認証等を得ていること。

イ 上記アについて、本市の要請がある場合は、それを証する書類を本市へ提出すること。

(2) 施設の検査・立会

この仕様書の記載事項の準拠並びに業務の履行及び進捗を確認するため、本市の要求がある場合は、本市職員が当該業務の履行に関連する受注者の施設等を検査及び立会することについて協力すること。

(3) 法令遵守

この契約に基づく業務の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律、堺市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令等を遵守すること。

(4) 暴力団等の排除について

別紙1のとおり

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を資材購入先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「資材購入先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該資材購入先等との契約の解除を求めることができる。

2. 資材購入契約等の締結について

受注者は、資材購入先等との契約の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、資材購入先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び資材購入先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、資材購入先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該資材購入先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は資材購入先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。